

議案第23号

大田原市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
の制定について

大田原市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙の
とおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
大田原市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。